

資料 U

北九州市社会福祉協議会における
福祉ネットワークづくりについて

社会福祉協議会

校(地)区社会福祉協議会の基本事業

ふれあいネットワーク事業って何でしょう？

～みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり～

ふれあいネットワーク事業は、私たちが住みなれたまちで、安心して暮らしていくために、“みんなができることを、少しずつ”出しあっていく、支え合いのしくみづくりです。

見守りのしくみ——福祉協力員

地域の中で、「福祉協力員」（概ね50～100世帯に1人程度）を置き、民生委員児童委員と協力して、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯、障害のある人のいる世帯、父親や母親が単身で子どもを育てている世帯などで援助が必要と思われる世帯に対し、訪問します。

生活上で困った問題などをいち早く見つけ、問題解決のため、ニーズ対応チーム（地域の助け合い班）、民生委員児童委員、区社会福祉協議会、区役所などの関係機関に連絡したり、役立つ情報の提供等を行います。

福祉協力員の三大役割

「見つける」！「つなぐ」！「届ける」！
～これで多くの人が幸せになれる～

- 困っていることを少しでも早く「見つける」
- ニーズ対応チームや民生委員、関係する機関等に「つなぐ」
- 自分で学習したいろいろな情報を「届ける」

助け合いのしくみ——ニーズ対応チーム

福祉協力員が見守りの中で発見した日常生活上の困ったことのうち、臨時的なものなど、地域住民でできる範囲のものを手助けするため、福祉協力員1人につき5～6人程度の「ニーズ対応チーム」を作っています。

一人の人に負担をかけず、肩の荷を分かち合いながら、支えあうためのしくみです。

「ニーズ対応チーム」の主な活動は、話し相手・ごみ出し・買い物・掃除・草取りなどとなっています。

話し合いのしくみ——連絡調整会議

地域での支援活動を進める中で、見つけられた福祉の問題や見守りをしている住民の状況の変化などに対応するため1～2ヶ月に1回「連絡調整会議」を開催することになっています。

地域のみなさんとともに民生委員児童委員、市・区社会福祉協議会職員や行政職員（保健師、消防士など）、社会福祉施設職員などが話し合いに参加し、問題解決の方法や役割分担について話し合います。

《開始年度別校(地)区社協指定地区一覽》

開始年度 区名 指定数 指定率	平成 5年度	平成 6年度	平成 7年度	平成 8年度	平成 9年度	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度
門 司 21 郷 100%	藤 松 松ヶ江南	大里柳 小森江西 丸 山	門 司 田 野 浦 白 野 江 松ヶ江北	小森江東 古 城 清 見	萩ヶ丘 庄 司 大里南	大 積 錦 町 柄杓田	西 門 司 大里東 伊 川			
小倉北 25 郷 100%	藤ヶ丘 西小倉	足 原 南 丘 南小倉	井 堀 今 町 清水第2	寿 山 泉 台 桜 丘 塚 町	清水第1 廣 船 中 井 日 明	到 津 天 神 島 米 町 中 島 富 野	足 立 北小倉 三 郎 丸 城野第一			
小倉南 27 郷 100%	東 朽 網 長 行	守 恒 湯 川 吉 田 眞 田 原	曾 根 朽 網 若 園 葛 原 沼 北 方	徳 力 城 野 霧 丘 南 長 尾	横 代 合 馬	山 本 曾 根 東 志 井 企 救 丘	道 原 徳 広 東 谷	高 蔵		
若 松 13 郷 100%	若 松 浜 町	修 多 羅 古 前	深 町 小石赤崎	藤ノ木 二 島 鴨 生 田	花 房 江 川	高 須 青 葉 台				
八幡東 21 郷 100%	枝 光 北 棚田第1 棚田第5	前田第4 尾倉第1	大蔵第1 大蔵第3 河 内 枝光第1	高 見 枝光第2 中央第1 中央第2	高 棚 尾倉第2 尾倉第3 尾倉第4 尾倉第5 前田第3	棚田第3 前田北				
八幡西 33 郷 100%	穴 生 八 児 沖 田 ※ 6年度 以降分割 帳簿/対	上 津 役 陣 山 中 尾	木 屋 瀬 塔 野 永 犬 丸	千 代 香 月 池 田 楠 橋	本 城 引 野 医 生 ヶ 丘 竹 末 若 葉 黒 畑	浅 川 赤 坂 永 犬 丸 西 八 枝	黒 崎 陣 原 大 原	青 山 光 貞	星ヶ丘 折 尾 東 折 尾 西 則 松 筒 井 鳴 水	熊 西
戸 畑 14 郷 100%	天 籙 寺 浅 生	三 六 南 沢 見 東 戸 畑 大 谷 第 二 北 沢 見	西 戸 畑 牧 山 東 二 枝 鞘 ヶ 谷	大 谷 第 1 中 原						
計 154 郷 100%	16 地区	23 地区	26 地区	24 地区	22 地区	20 地区	13 地区	3 地区	6 地区	1 地区

※ 協働事業実施地区 (計134)

「ふれあいネットワーク事業」平成18年度の推進状況

地域では、福祉協力員を中心として、約 87,000 世帯を支えています。

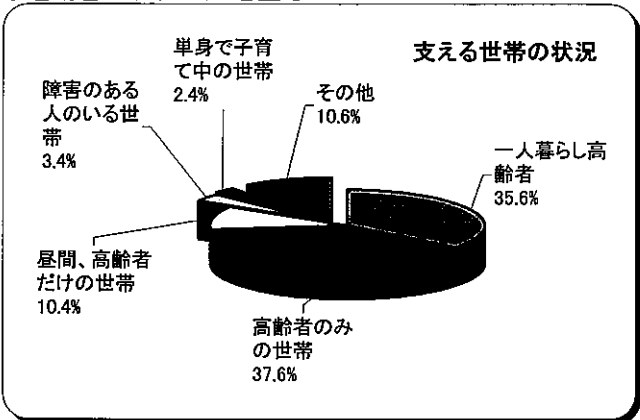
■ 小学校区を基本単位に、市内全域(154地区)で活動！

- ☆ 福祉協力員、1地区平均で 44 人 計 6,777 人 (男性2,462人・女性4,315人)
- ☆ ニーズ対応チーム編成地区 110 地区 計 6,004 人 (男性2,357人・女性3,647人)
- ★ 活動者の確保に課題！
 - ・集合住宅居住者の高齢化や自治会未加入者の増加などが活動者確保に影響
 - ・ボランティア養成講座や還暦祭の開催で新たな活動者が加わった地区も
 - ・まず住民の理解を深めるため広報紙を活用

■ 見守り支える世帯は、高齢者を中心に、障害のある人の世帯、単親での子育て世帯へ！

- ☆ 高齢者世帯(屋間高齢者だけを含む) 72,786 世帯
- ☆ 障害のある人の世帯 3,000 世帯
- ☆ 単親で子育て中の世帯 2,121 世帯
- ☆ その他の世帯 9,204 世帯
- 計 87,111 世帯

- ★ 今年度起きた連続死亡事件を教訓に！
 - ・死亡事件を受けてこまめな見守りを行った。
 - ・大切な命を守る意識が強まり災害時要援護者支援の取り組みを開始



■ 「助け合い」の活動内容は、話し相手、ゴミ出し、買い物等、年間 163,303 回

- | | |
|-------------------------------|---------------------------|
| ☆ 話し相手 17,604 世帯、延べ 119,307 回 | ☆ 掃除 401 世帯、延べ 2,175 回 |
| ☆ ゴミ出し 1,980 世帯、延べ 26,900 回 | ☆ 布団干し 173 世帯、延べ 554 回 |
| ☆ 買い物 1,100 世帯、延べ 4,274 回 | ☆ 洗濯 144 世帯、延べ 432 回 |
| ☆ 薬取り 368 世帯、延べ 1,930 回 | ☆ 外出介助 320 世帯、延べ 832 回 |
| | ☆ その他 1,196 世帯、延べ 6,899 回 |

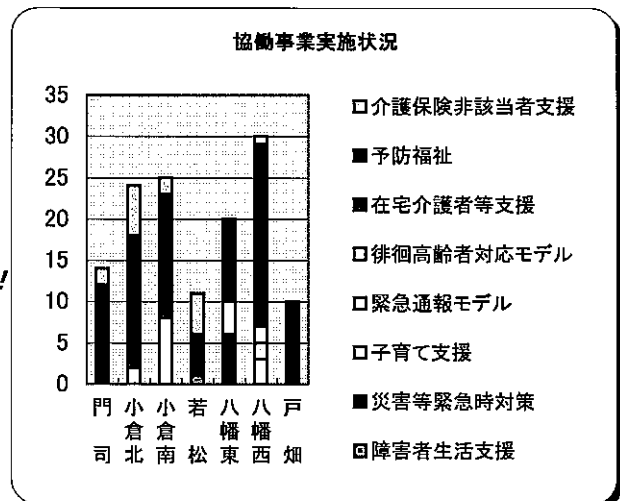
- ★ 福祉協力員とニーズ調査を行った地区も(高齢者から話し相手を求められた)。
- ★ ウェルクラブの小学生との助け合い活動(草取り)は、高齢者に大好評。
- ★ ごみの分別が変わったため、高齢者に分別方法を教えてあげるニーズ対応員も。

■ 「話し合い」連絡調整会議の内容が充実！

- ☆ 区社協職員・保健師・消防士・警察官の参加に、今年度から地域包括支援センター職員も加わり内容がより充実。
- ☆ 緊急活動点検において自分たちの地域での孤独死予防対策を話し合った。

■ 介護保険制度下での取り組み「協働事業」は134地区が実施！

- ☆ 介護保険非該当者への日常生活支援 11.9%
- ☆ 予防福祉 64.2%
- ☆ 在宅介護者等支援・交流 3.0%
- ☆ 徘徊高齢者対応モデル事業 1.5%
- ☆ 緊急通報モデル地域体制の構築 1.5%
- ☆ 子育て支援 12.7%
- ☆ 災害等緊急時対策 4.5%
- ☆ 障害者地域生活支援 0.7%



■ ふれあいネットワーク事業に取り組んでの成果は！

- ☆ 福祉協力員の声かけで閉じこもりがちな高齢者も地区の行事に参加
- ☆ 障害者支援のための障害者疑似体験に親子連れが多数参加
- ☆ 予防福祉事業「健康と福祉の街づくり事業」で地区のムードが盛り上がった。

「ふれあいネットワーク事業」緊急点検活動

平成18年度、門司区で起きた死亡事件を受け、「ふれあいネットワーク事業緊急点検活動」を実施した。

この緊急点検活動は、ふれあいネットワーク事業における不安世帯などの状況把握を行い、今後の対応策を関係者と協議するために、平成18年5月に行なったものである。

点検活動からは、集合住宅の問題や住民の個人情報保護法に対する過剰反応などの課題が提起され、課題解決のために「ふれあいネットワーク事業緊急点検活動結果に基づく今後の社協での取り組みについて」をまとめた。今後は新たな「絆」づくりを目指して地域福祉活動（運動）の展開をすることとしたい。

1 ふれあいネットワーク事業緊急点検活動（全校(地)区社協対象）

実施時期	近隣との関わりが薄い気になる世帯		再発防止のための協議結果報告
18.5	ネットワーク対象者	ネットワーク対象外	67地区
	54世帯	24世帯	

2 点検内容とその結果

- (1) ふれあいネットワーク事業での見守り対象世帯のなかで、最近顔を見る機会がなく心配な世帯や気になる世帯はないかの確認。
 - 54世帯の報告があった。緊急連絡があったものについては、関係者に確認したところ、安全を確認した。
- (2) ふれあいネットワーク事業での見守り対象世帯ではないが、近隣との関わりが薄く気になる世帯はないかの確認。
 - 24世帯の報告があった。民生委員児童委員や区役所など専門機関につないで、見守りをしている状況であった。
- (3) 連絡調整会議等で、自分の地域でこのようなことが起きないか、また起きそうな場合は、どのように対応するかなどの話し合いの場の確保。
 - 67地区での話し合いがあり、今後の検討課題として次の点があげられた。
 - 集合住宅では、自治会未加入者など地域とのつながりが薄く、状況の把握が難しい現状がある。
 - 個人情報保護法の過剰反応が起きて、活動に影響が出ている中、必要な情報を共有する方法の検討。
 - 地域住民のネットワークだけでなく、企業やその従事者が地域と相互支援する方法の検討。

3 緊急点検活動を受けての関係機関・団体との協議

関係機関・団体	回数
北九州市保健福祉局、建築都市局、住宅供給公社	3
北九州市民生委員児童委員協議会	2
北九州市老人クラブ連合会 社会奉仕部会	1
緊急区社協事務局長会議	2
校(地)区社協活動者交流会（別掲）	3

ふれあいネットワーク事業緊急活動点検結果に基づく

今後の社協での取り組みについて

北九州市社会福祉協議会

各区社会福祉協議会

4月21日に門司区で発見された孤立世帯の変死事件をきっかけとして、社協では、5月中をめどとしたふれあいネットワーク事業の緊急活動点検を実施した。これは、ふれあいネットワーク事業での見守り対象者はもとより、近隣から孤立して気になる世帯はないかとの確認を含めて、緊急性のある世帯が無いかの点検であった。

この緊急活動点検を行なっている時期に、5月23日、6月5日と同じ門司区において、さらに2件（3人）の変死体が発見されるという、痛ましい事件が重なった。

市社協では、これら3つの事件には、家族や社会との関係において様々な課題が含まれているだけでなく、背景には、市内どこの地域でも変死などが起き得る社会状況になっているとの認識のもと、今後何らかの対策が必要となってきたと考えている。

そのため、緊急活動点検結果を受けて、以下の考え方により今後の地域福祉活動の充実に取り組んでいきたい。

1. ふれあいネットワーク事業充実の考え方

今回の3つの事件に関しては、近隣住民とのかかわりも薄く、しかも集合住宅の中において、民生委員児童委員や校（地）区社協でのふれあいネットワーク事業においても、ニーズ把握してない世帯で起きたものであった。

市社協としては、ふれあいネットワーク事業を通じて、住民同士の助け合いを具体化し、「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」を目指しており、「福祉のまちづくり」の観点から、今後の対応を考えていきたい。

<充実の方向>

今回の事件を契機として、事業開始後13年を経過した、ふれあいネットワーク事業を再度検証し、行政機関や関係団体との協議を行い、潜在化した住民ニーズ把握に向けての対策を検討していくこととしたい。また、住民の理解、協力を求め、できる範囲から具体的な対策を実行していきたいと考えている。

そのため、各地区のネットワーク事業の浸透度合いを勘案しながら、個別的な対応を行い、活動の濃淡をできる限り解消していく。

① 連絡調整会議の充実（再確認）

各地区において、1～2ヵ月に1回の開催を徹底

区社協は、できる限り参加し、情報交換をきめ細かく行なう

区社協が参加できない時には、行政職員等との役割分担調整

必ず記録し、緊急を要する場合には調整（市社協へ報告）

② 見守り対象世帯の拡大と役割分担（個別支援）

現状では、一人暮らし高齢者のみに限定した活動にとどまる地域もあり、高齢者

のみの世帯、昼間一人暮らし、同居世帯等、暫時拡大していくことを支援する。

また、民生委員児童委員、老人クラブ他との訪問世帯の役割分担と、日頃の連絡、情報交換の重要性の徹底を図る。

③ ふれあいネットワーク事業の手引き改訂

現状に即した事業推進の手引きを作成し、改めて事業趣旨、実施方法の徹底を図る。

④ 個人情報保護法の出前講演と理解促進（重点実施）

「個人情報保護法」の施行を受けて、過剰反応が出ているため、市民への理解促進と、校（地）区社協での情報の適切な管理、本人の承諾による関係者との情報共有化をめざした出前講演等を進めていく。

⑤ 市・区・校（地）区社協広報による一斉事業アピール（重点実施）

市・区・校（地）区社協の広報事業を通じて、広く市民、関係団体、マスコミ等へ改めて「ふれあいネットワーク事業」の重要性を強調し、市民からも生活上での困った問題を発信しやすい土壌や環境づくりを進める。

2. 区社協における業務点検と取り組み検討

区社協業務（生活福祉資金、心配ごと相談、低額・無料診療券発行、一般相談等）において、対応の必要な世帯はないかを確認の上、心配な世帯については、行政関係者、民生委員児童委員等との連携のための協議を行う。

また、歳末見舞金配布時には、民生委員児童委員と協力し、本人確認を行う体制づくりをする。

3. 新たな地域福祉活動（運動）の展開

従来の活動だけではなく、新たな協力者を増やし、関係機関、団体との円滑な関係作りを行うため、市・区社協としての一体的運動を推進する。

① 集合住宅対策の検討

公営住宅に関しては、保健福祉局、建築都市局、住宅供給公社と早急に協議の場を設定し、連携方法を協議する。

マンション等に関しては、不動産会社等とのつながりができないか関係者との研究を行う。

② 新たな協力者を増やす取り組み

電気、ガス、新聞配達店、牛乳配達店等との連携方法についての検討を進める。

③ 新しい「絆」づくり運動等の検討

新しい、地域社会における絆を作るために、また、今後の社協の地域福祉活動の具体的な展開に向け、市・区社協で協議する。（区社協事業の重点化を含む）